

公 示 (令和6年度)

◎当組合の漁業権区域内に入漁する場合は各規則による制限、遵守規定等があり、主なものをお知らせしますのでご協力下さい。

1. 漁業権区域

渡良瀬川(埼玉県境より三杉川に至る間)及び渡良瀬遊水地全域。思川(壬生町七ッ石地先桑原用水堰より下流)姿川(壬生町淀橋より下流)黒川(上都賀郡境より下流)与良川、巴波川、永野川(上都賀郡境鹿沼市倉本橋より下流)、柚井木川、赤津川(上都賀郡境より下流)出流川、江川

2. 入漁券の所持携帯、有効期限は令和6年4月1日～令和7年3月31日までとする(日釣券を除く)

入漁するときは住所、氏名、年令、取扱者名を記載した有効な入漁券を所持携帯し見易い場所に付けること。記載のないものは無効。

◎漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3. 組合員で4月1日現在満70才以上の者は組合費中2,000円を免除する(本部に報告の上発行)。

◎組合員とは出資金(1,000円)を出資した者

◎出資後、連続して年券を購入している者、又は組合費を納めている者

※組合費を納入しない場合は出資は無効となります(組合員の資格喪失)

4. 障害者(手帳所持者)は各年券の半額とする。ただし老人割引との併用はできない。

5. 年券の紛失等による再発行は各年券の半額として本部において発行する。

6. 鮭採捕の禁止 下都賀漁協管内全川(特別採捕許可及び鮭有効利用調査を除く)

7. 年間を通して投網のできる場所

姿川の東田橋より上流、巴波川、渡良瀬川(渡良瀬遊水地を含む)、与良川、永野川の野田堰より下流、柚井木川、赤津川、出流川、江川、及び思川の網戸橋より下流

8. ◎思川 毛バリ及び擬似バリは3月16日より組合が定める鮎解禁日まで禁止。

◎黒川、姿川、永野川は鮎解禁日まで禁止。

◎カジカは12月1日～翌年3月31日まで採捕禁止。

オランダ釣り(着色バリを含む)、投網、やす突は3月16日から8月1日 日の出まで禁止。

○掛釣り(コロガシ等)は前年12月1日から8月1日 日の出まで禁止。

但し、ウグイ「マルタを含む」の掛釣りは3月1日から4月30日までできる。

9. 同意書手数料

(イ)河川工事同意手数料～1,100円以上

(ロ)河川工事増殖協力金～12,000円以上

(ハ)特別採捕増殖協力金～30,000円以上

(ニ)排水放流同意増殖協力金～30,000円以上

(ホ)公害防止協議協定、年間増殖協力金～30,000円以上

1 禁漁区域

禁 漁 区 域	期 間
巴波川栃木市両毛線鉄橋下より上流、栃木市小平町原の橋までの間	全 期 間
渡良瀬遊水地内谷中湖の北湖区域	全 期 間
思川大光寺堰より上流100メートル 下流大光寺橋までの間	全 期 間

2 漁具、漁法の制限(うなわ引き、差し網、寄せ網、石打等全川禁止)

漁 具 漁 法	制 限 規 模
投 網	網目コマ0.9センチメートル以上
追 込 網	間口径1.5メートル未満
四 手 網	間口径2メートル未満、1人2組まで
釜	釜に附着使用又は施設する袖、通提類は各1メートル未満のもの、1人30ヶまで
リール式釣竿	1人2本以内 リールを使用しての掛釣りの禁止、管内全川
さで網(たも網含む)	円形のもので口径50センチメートル未満のもの、又は三角形のもので長辺の長さ50センチメートル未満のもの、1人1本

3 釣り専用区域

年間を通して餌釣り、友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り、オランダ釣り以外の漁法が出来ない区域
釣り専用区内、ルアー、フライ釣り禁止

姿 川	下野市国分寺町川中子宮前橋より上流川西堰までの間
〃	下野市石橋町細谷東田橋より下流細谷橋下50メートルの間
〃	下都賀郡壬生町大字安塚長田堰より上流100メートル下流100メートルの間
黒 川	下都賀郡壬生町下表町飯塚堰より御成橋までの間
〃	下都賀郡壬生町上町東雲橋より下流東武宇都宮線鉄橋まで
永 野 川	栃木市大平町下皆田野田堰より上流400メートルの間
〃	栃木市大平町伯仲伯楽橋より上流200メートル下流100メートルの間
赤 津 川	栃木市泉川町泉橋より下流藪部用水堰までの間
巴 波 川	小山市寒川永野川合流点より下流昇明橋までの間
江 川	栃木市藤岡町赤麻東赤麻橋より上流100メートル下流100メートルの間
思 川	小山市間中橋より下流200メートルの間 (鮭採捕禁止、産卵保護区)
〃	小山市喜沢地内土地改良区用水取水口護床より下流400メートルの間(〃)
〃	小山市渋井島田橋より上流両毛鉄橋までの間 (〃)

4 餌釣り専用区域(年間を通して餌釣り以外の漁法が出来ない区域)

渡良瀬遊水地	谷中湖谷中区域
--------	---------

5 アユ解禁日 アユは解禁前に採捕すると県規則により処罰されます。
違反漁法には反則過怠金が課せられます(5万円以下)。

解禁日	漁法	区 域
5月19日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	思川
6月9日(日)	友釣り、ドブ釣り、毛バリ釣り	黒川、姿川、永野川
8月1日 日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り (着色バリを含む)	思川、黒川、永野川、姿川 (大平町野田堰上400メートルより上流)
9月1日 日の出	投網、ころがし、ヤス突、オランダ釣り (着色バリを含む)	思川(小山市小山観晃橋より下流石ノ上橋までの間) (栃木市大光寺橋より下流姿川合流点までの間)

6 組合員の入漁料

区 分	漁 法	料 金	内 訳
一 等	釣り及び投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、さで網(たも網含む)、筥、置針等による全魚種	12,000円	組合費 3,000円 料 金 9,000円
二 等	釣り及びころがし、さで網(たも網含む)、ヤス突による全魚種(アユ釣り)	10,000円	組合費 3,000円 料 金 7,000円
三 等	釣り(ルアー、フライを含む)、さで網(たも網含む)によるアユを除く魚種	5,000円	組合費 3,000円 料 金 2,000円

7 組合員外者入漁料

種 別	遊漁料	付加料金	漁 法 及 び 魚 種
年券 一等	12,000円	-	釣り、投網、ころがし、ヤス突、追込網、四手網、さで網(たも網含む) 筥、置針等による全魚種
〃 二等	10,000円	-	釣り、ころがし、さで網(たも網含む)、ヤス突による全魚種(アユ釣り等)
〃 三等	5,000円	-	釣り(ルアー、フライを含む)、さで網(たも網含む)によるアユを除く魚種
日 釣 券	500円	500円	釣り(ルアー、フライを含む)、さで網(たも網含む)によるアユを除く魚種
〃	2,500円	2,500円	釣り、ころがし、さで網(たも網含む)、ヤス突による全魚種(友、ドブ、毛バリ)
〃	3,000円	3,000円	投網、追込網、四手網、さで網(たも網含む)、筥等による全魚種
高校生年券 (18才以下)	2,000円		釣り(ルアー、フライを含む)、さで網(たも網含む)によるアユを除く魚種
中学生以下	無 料		釣り及び(ルアー、フライを含む)、さで網(たも網含む)雑魚に限る

◎釣り専用区域(なら山沼特別漁場:マス類)

区 域	期 間	料 金
思 川 小山市飯塚字老沼の旧河川	通年(7月~9月を除く)ルアー及びフライ釣りに限る	1日4,000円以内

令和6年4月1日

栃木県下都賀漁業協同組合

小山市大字立木1478-6 TEL(0285)22-0402

事業場 なら山沼漁場(0285)23-4285(マス釣り {7.8.9月休み})

禁止漁法、禁止漁具

○鮎友釣りについて

- ・ハリスの長さがオトリの鼻かんから40cm以上のものは使用禁止
- ・疑似オトリの使用禁止
- ・リール、リール竿の使用禁止
- ・撒き餌(寄せ餌)の使用禁止
- ・餌釣り、オランダ釣り及びこれに類する漁法による採捕禁止

○全魚種について

- ・うなわ引、刺し網、投げ刺し網、寄せ網の使用禁止
- ・コイの掛釣り禁止
- ・雑魚釣りの餌及び撒き餌(寄せ餌)にアミ類及びエビ類(粉末及び抽出物含む)の使用禁止

○その他の禁止漁法、禁止漁具

- ・ごろたびき漁法
- ・引掛漁法
- ・布その他に付けたうなわ漁法
- ・爆発物・有毒物・電流等を使用した漁法
- ・発射装置・火光照明・潜水器具等を利用した漁法
- ・ガラス筥、箱その他類似漁法
- ・瀬干漁法
- ・う飼漁法
- ・う羽根追い漁法
- ・石打漁法
- ・石倉漁法
- ・替堀漁法
- ・はえなわ漁法
- ・筥に付着使用又は施設する通堤類が各1m以上の漁具
- ・網目コマ9mm以下の網漁具
- ・簀目コマ5mm以下の筥漁具

～釣り人の皆様へ～

- ・永く釣りを楽しむために鵜(う)除けの糸を張っています、保存にご協力下さい。
- ・皆様から納めていただいた入漁料で、魚の放流、保護を行っています。
- ・釣りは始める前に、釣り券を購入しましょう。
- ・ルールを守り、マナーを心がけましょう。
- ・外来魚の再放流(リリース)禁止。